

# 衆議院法務委員会ニュース

【第211回国会】令和5年4月25日（火）、第13回の委員会が開かれました。

## 1 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）

・齋藤法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）日下正喜君（公明）、鎌田さゆり君（立憲）、鈴木庸介君（立憲）、吉田はるみ君（立憲）、米山隆一君（立憲）、寺田学君（立憲）、谷川とむ君（自民）、漆間譲司君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 日下正喜君（公明）

- （1） 国際比較を行う際には難民認定率ではなく人道配慮による在留許可者等も含めて算出した庇護率を用いることについての法務大臣の見解
- （2） 令和3年4月21日の衆議院法務委員会の参考人質疑において難民認定等すべき者は少ない旨発言した難民審査参与員が出入国在留管理庁において難民該当性が低いと選別された者を中心に担当していた可能性
- （3） 改正案及び難民該当性判断の手引によって長期間難民認定をめぐり苦しんだロヒンギャ難民等の事例に適切に対応できる可能性
- （4） 改正案により難民認定申請の回数が制限されることを踏まえて丁寧かつ慎重な難民審査を行う必要性
- （5） 難民調査官の増員及び研修の充実化の必要性
- （6） 入管行政の運用改善及び透明性向上に向けた法務大臣の所見

### 鎌田さゆり君（立憲）

- （1） 難民認定手続は出入国在留管理庁から独立した専門機関が行うべきとの考えに対する法務大臣の所見
- （2） 「送還停止効に一定の例外を設けること」が明記された第5次出入国管理基本計画の策定年
- （3） 国連人権理事会の特別報告者から本法案の全件収容主義や司法審査の欠如等に係る見直しを求められたことに対する政府の対応
- （4） 上記（3）の書簡について抗議を検討していることの確認
- （5） 「疑わしきは申請者の利益に」の原則（灰色の利益）を明確にうたっていない難民該当性判断の手引は国際基準に沿っていないとの指摘に対する出入国在留管理庁の見解
- （6） 令和3年4月21日の衆議院法務委員会の参考人質疑に出席した難民審査参与員が同日以降に担当したとされる2,000件の審査の処理手法
- （7） 難民認定手続の一次審査及び審査請求のいずれにおいても録音・録画を行うとともに弁護士等の代理人の立会いを認める必要性
- （8） 難民審査参与員の常設班と臨時班への案件の振分けの基準
- （9） 名古屋出入国在留管理局における被収容者死亡事案に関する調査報告書  
ア ケエチアピン及びニトラゼパムを高齢者や体の弱っている者に処方する際の注意事項  
イ 令和3年2月9日に当該被収容者が転倒した事実について出入国在留管理庁が当時のビデオ映像を確認したか否かの確認  
ウ 1月28日の庁内診療において尿の再検査が必要と判断されてから2月15日まで再検査が行われなかった理由

- エ 体調不良を訴えている当該被收容者のリハビリ開始を決定した者
- オ 逃走防止のため直前まで外部医療機関の受診決定を伝えない取扱いを逃走のおそれが乏しい当該被收容者にまで適用したことの是非
- カ 3月4日に精神科医がクエチアピン及びニトラゼパムを処方した際における薬の取扱いに関する注意事項の伝達の有無

#### 鈴木庸介君（立憲）

- (1) 難民認定制度
  - ア 難民審査参与員の選任方法
  - イ 難民審査参与員の選任に当たっての公平性の担保手段
  - ウ 難民審査参与員の資質の担保手段
  - エ 難民審査参与員の勤務実態及び報酬額
  - オ 審査請求の審理中における不適切な言動等の難民審査参与員をめぐる様々な問題が指摘されていることに対する出入国在留管理庁の見解
  - カ 難民審査参与員の適切な職務遂行を担保するための方策
  - キ 審査請求の審理の可視化ができない理由及び今後における可視化の予定の有無
  - ク 法務省と外務省との間における査証事前協議の連絡調整の概要
  - ケ 査証事前協議における外交上の配慮の有無
  - コ 難民申請等における査証事前協議と同様の情報交換の実施の有無
- (2) 旅券発給申請等の命令制度
  - ア 本法案における本制度創設の趣旨
  - イ 臨時旅券の職権発給に応じない具体的事例
  - ウ 本命令の対象となる「その他送還するために必要な行為」の具体的内容
  - エ 本命令に応じない者に対する刑事罰の効果
  - オ 刑事罰を科すことで刑務所と入管收容施設を往復するだけの結果となる可能性
- (3) 監理措置制度の制度設計について様々な問題点が指摘されていることに対する出入国在留管理庁の見解

#### 吉田はるみ君（立憲）

- (1) 送還停止効の例外
  - ア 本法案成立後に3回目以降の難民認定申請を行っている者が送還される可能性
  - イ 本年4月21日の衆議院法務委員会の参考人質疑における複数回の申請後の認定が実際になされていることに照らし本法案をこのまま通すことは無辜の人間に対して死刑執行ボタンを押してしまうことに等しいとの橋本参考人の意見に対する法務大臣の受止め
  - ウ 本法案成立後における3回目以降の難民認定申請を行っている未成年の子どもの取扱い
  - エ 不就学の外国籍の子どもに教育を受けさせ貧困や犯罪を防止する必要性についての法務大臣の見解
  - オ 日本人配偶者がいる3回目以降の難民認定申請者の数及び当該申請者が本法案成立後に送還される可能性
  - カ 日本人配偶者がいる者を送還することは国際的・人道的見地から問題であるとの意見に対する法務大臣の見解
- (2) 法務大臣による入管收容施設への訪問及び被收容者との面会経験の有無
- (3) 名古屋出入国在留管理局における被收容者死亡事案

- ア ベッド上の当該被収容者の上体を起こす際の入管職員による乱暴な対応の是非
  - イ 車椅子から滑り落ちた当該被収容者を抱え起さずに座面に背中を押し当てて戻そうとした入管職員による対応の是非
  - ウ 当該被収容者がベッドから滑り落ちたまま床で寝ることとなった令和3年2月26日の入管収容施設内における暖房の使用の有無
  - エ 入管職員が内部告発することができる制度の有無
- (4) 外国人との共生が日本経済にとって重要であることについての法務大臣の認識

#### 米山隆一君（立憲）

- (1) 在留特別許可
- ア 日本で生まれたが在留資格のない18歳未満の子どもに対して在留特別許可を与える方向で検討を始めた旨の報道に対する法務大臣の所見
  - イ 改正入管法第50条第5項の在留特別許可の考慮事項に「子どもの利益」を明記するとともに在留特別許可に係るガイドラインにその具体的内容を規定する必要性
- (2) 送還停止効の例外とする判断に処分性を持たせ行政不服審査の対象とすべきとの国連難民高等弁務官（UNHCR）の提言に対する法務大臣の見解
- (3) 外国人に対する裁判を受ける権利の保障
- ア 外国人による民事法律扶助の利用件数、日本弁護士連合会の委託を受け法テラスが行っている法律扶助事業の年間利用件数及び各事業に要した経費
  - イ 上記アの委託事業に係る費用を国費負担とするとともに予算額を引き上げることの可否
  - ウ 退去強制令書発付処分の取消訴訟を提起しようとする者については一定期間は送還せず実質的な裁判の権利を確保する必要性
- (4) 補完的保護対象者認定制度
- ア 補完的保護対象者の要件として想定される「迫害」が欧州各国やUNHCRの規定と同様の内容を含んでいるか否かの確認
  - イ 令和4年に立憲民主党が提出した難民等保護法案における補完的保護対象者の定義規定に対する法務大臣の評価
  - ウ 現下の戦況を踏まえたウクライナ避難民の補完的保護対象者への該当性
  - エ 補完的保護対象者の審査が難民認定手続と同様のプロセスで行われること及び同程度の時間がかかることの確認
  - オ 補完的保護対象者認定制度の創設により現行法下での在留特別許可よりも保護の範囲が狭くなる可能性
  - カ 要配慮者のみならず全申請者について一次審査から弁護士の立会いを認めるべきとの意見に対する出入国在留管理庁の見解

#### 寺田学君（立憲）

2021年のアフガニスタン情勢悪化後における日本関係の現地職員等に対する退避支援

- ア 現地採用の職員やNGOの職員の家族に対する支援が諸外国に比べて不十分であるとの指摘に対する外務省の見解
- イ 本件に関して法務大臣が問題意識を強く持つ必要性

#### 谷川とむ君（自民）

- (1) 名古屋出入国在留管理局における被収容者死亡事案の再発防止に向けて入管収容施設の運用改善及

び医療体制の強化等を進めていくことについての法務大臣の見解

- (2) 送還停止効の例外
  - ア 送還忌避者のうち我が国で重大な罪を犯したものの数及び3年以上の実刑を受けた送還忌避者の実情
  - イ 3年以上の実刑を受けた者を送還停止効の例外とすることで社会にとって危険性のない者も送還されることになるとの指摘に対する出入国在留管理庁の見解
  - ウ 我が国の難民認定が適正に行われていないのではないかと指摘に対する出入国在留管理庁の見解
  - エ 3回目以降の難民認定申請者が難民認定された事例及び難民不認定処分が裁判で取り消された事例を念頭に置いた我が国の難民認定審査の妥当性
  - オ 諸外国における送還停止効の例外規定
- (3) 本法案の成立に向けた法務大臣の決意

#### 漆間讓司君（維新）

- (1) 令和3年及び令和4年に逮捕された被仮放免者の人数及び罪状等に関する報道についての事実確認
- (2) 上記(1)の罪状以上の重大犯罪を起こした被仮放免者の有無
- (3) 令和3年に入管法改正案が成立していれば上記(1)のような犯罪を防ぐことができたか否かの確認
- (4) 政治的要因により入管法改正案の採決を見送ったとする令和3年当時の報道に対する法務大臣の見解
- (5) 監理措置制度
  - ア 出入国在留管理庁長官による「必要な情報の提供、助言その他の援助」の具体例
  - イ 国において充実した監理人の候補者のリストを作成する必要性
  - ウ 監理人としてふさわしくない者について被監理者が変更を求めることができる制度の必要性
- (6) 入管収容施設の被収容者による詐病が疑われる問題
  - ア 本法案における詐病に対する規定の有無及び今後の詐病対応の改善策
  - イ 詐病による制度の濫用を防止するために罰則を設ける必要性についての法務大臣の見解
- (7) 留学生
  - ア 資格外活動許可の条件違反が疑われる者に対する出入国在留管理庁の対応
  - イ 学業目的という名目と労働力確保という実態が乖離している面がある点についての出入国在留管理庁の認識
- (8) 2025年大阪・関西万博のテーマウィークに向けて我が国の難民受入れの在り方の妥当性に関する発信を加速していく必要性

#### 鈴木義弘君（国民）

- (1) 仮放免後の逃亡
  - ア 仮放免後の逃亡が入管法違反となるか否かの確認
  - イ 不法滞在を理由に収容されている者による仮放免後の逃亡が入管法違反となるか否かの確認
  - ウ 令和4年末現在で約1,400人いるとされる仮放免後に逃亡している送還忌避者への対応
  - エ 空海港や所轄の警察署との逃亡情報の共有状況
  - オ 被仮放免者の増加に伴い逃亡者も増えた場合の対応
- (2) 現行の身元保証と改正後の監理措置制度
  - ア 逃亡し罪を犯した被仮放免者の身元保証人を務める弁護士に対する処罰又は弁護士会からの処分の有無

- イ 多数の逃亡者を出している身元保証人が監理人として選定されるか否かの確認
  - ウ 本法案による新たな仮放免制度における身元保証人の存続の有無
- (3) 難民認定制度
- ア 出身国情報の収集についての現在の取組状況及び本法案成立後の対応
  - イ 第三者機関において専門家が難民審査を行う仕組みを検討すべきとの指摘に対する出入国在留管理庁の見解
  - ウ 在外公館における査証申請時に我が国の難民認定制度について申請者に正しく伝達する必要性

**本村伸子君（共産）**

- (1) 難民審査参与員制度
- ア 一人当たりの年間の事件処理件数
  - イ 特定の参与員が計算上年間約1千件程度の事件処理を行っていることについての事実関係の確認
  - ウ 上記イの難民審査における口頭意見陳述の実施状況
  - エ 2年間で一度も事件処理を担当しなかった参与員がいる事実の確認
  - オ 事件の割振り等における出入国在留管理庁による恣意的な運用の有無
- (2) 難民認定の審査請求手続における口頭意見陳述
- ア 同性愛者であるウガンダ人に対して審査請求手続の段階において口頭意見陳述を行わなかった理由並びに口頭意見陳述の要否の判断時期及び判断権者
  - イ 審査請求者に対する担当参与員の開示の有無
  - ウ 口頭意見陳述の機会を放棄していないにもかかわらず実施しなかった人数
  - エ 上記ウに係る国別人数及び不実施の理由
  - オ 上記エについて調査を行い国会に提出する必要性
  - カ 審査請求者から希望があれば必ず口頭意見陳述を行うこととする必要性
  - キ 上記アの事案で口頭意見陳述の機会を与えなかった理由も含めて参与員の対応が適切であったか否かの検証を行う必要性
- (3) 入管法改正案に対する国連人権理事会の特別報告者及び恣意的拘禁作業部会による共同書簡
- ア 特別報告者は我が国も理事国として参加していた2007年6月の国連人権理事会で採択された行動規範に基づいて活動していることの確認
  - イ 2016年及び2019年に我が国が国連人権理事会理事国選挙に立候補した際に特別報告者との協力を宣言した事実の確認
  - ウ 今回の共同書簡と2021年の共同書簡の違い
  - エ 今回の共同書簡と同様の指摘を行っている国連機関の勧告等の有無
  - オ 2021年の共同書簡において求めのあった情報提供や対話についての政府の取組状況
  - カ 2021年の共同書簡に対する回答の中で言及のあった国際社会や市民団体等との対話等についての政府の取組状況
- (4) 仮放免中の子どもたちの声を直接聞く必要性及びこれらの子どもの在留資格の問題についての法務大臣の見解
- (5) 出身国情報に関する情報収集能力を強化する必要性